

投信定額積立『つみたてくん』約款

1. サービス内容

- (1) 投信定額積立『つみたてくん』とは、お客さまの当社証券口座から、お客さまの指定する投資信託及び指定する金額を、毎月、買付日に自動的に買い付けるサービスです。なお、投信積立引落サービス『つみたてべんりくん』をご利用のお客さまについては、投資信託の買付日までに、池田泉州銀行の預金口座から、自動的に買付金額を証券口座にご入金致します。
- (2) 本サービスをご利用されるためには、予め当社の証券口座を開設されている必要があります。

2. 利用対象者

- (1) 証券総合取引口座を開設されている個人のお客さまを対象とします。

3. 買付日

- (1) 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
- (2) 商品ごとの売買注文不可日（ファンド休業日）に該当する場合、当該商品は翌営業日の買付となります。

4. 利用方法

- (1) 当社証券口座から自動買付します。
- (2) 買付日から起算して2営業日前までに、お客さまの当社証券口座に買付代金をご用意いただく必要があります。また、同日に複数銘柄を買付する場合、各買付金額の合計代金が必要です。合計代金が不足する場合は複数銘柄すべてが買付できません。

5. 対象商品

- (1) 当社指定の商品（累積投資コース）

6. 申込手続き

- (1) 本サービスをお申込みの際には、所定の申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ当社へご提出ください。
- (2) 初回買付は申込み月の翌月の買付日よりご利用できます。（NISA をご利用になるお客さまは、NISA 手続き完了後のお申込みとなります。）

7. 買付結果のご案内

- (1) 証券口座の残高不足等により、買付日に買付ができなかった場合、該当月において、再度の買付処理は行いません。
- (2) 買付の成否について、都度お客さまにご連絡することはございません。

8. 届出の変更

- (1) お客さまの氏名、指定口座等届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面により届出ください。
- (2) この届出を怠ったことにより生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一

切の責任を負いません。

9. 解約

- (1) 本サービスは次のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
- ・お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
 - ・お客さまが当社の証券口座を解約された場合
 - ・当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - ・当社が本サービスを中止した場合

10. 約款の準用

- (1) 商品の買付に関し、証券総合取引約款・規定集等当社の他の約款の定めを準用します。
- (2) 預金口座振替に関し、この約款に定めのない事項については、投信積立引落サービス『つみたてべんりくん』約款および振替指定銀行の取引約款のほか、当社の他の約款の定めを準用します。

11. 当社の免責について

- (1) このサービスに関してお客さまに生じた一切の事項について、当社は、当社の責めによる場合を除き、何らの責任を負いません。

12. 約款の変更

- (1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上